

## 平成27年度 第1回笠間市行政改革推進委員会 議事録

1. 日 時 平成27年5月22日（金） 午後2時00分から3時40分まで
2. 場 所 笠間市役所 教育棟2階 会議室2 - 4
3. 出席者 委員9名  
飯田 正憲, 千葉 実, 林 孝, 岡野 博之, 中野 明子, 水上 浩,  
橋本 亮, 青柳 京子, 吉田 勉  
事務局6名  
橋本市長公室長, (行政経営課) 清水課長, 山田課長補佐, 郡司主査  
佐藤係長, 橋本主幹
4. 傍聴者 なし
5. 内 容 委嘱状交付  
第二次笠間市行財政改革大綱について  
使用料及び手数料の見直しについて

### ○事務局

ご多用の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、只今から平成27年度第1回笠間市行政改革推進委員会を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、笠間市情報公開条例第22条の規定によりまして公開にて開催しております。次に皆様のお手元に本日の出席者名簿を配付させていただいております。名簿に記載のとおり、本日、南雲委員が欠席となっておりますので、ご報告いたします。

それでは、委嘱状の交付に移りたいと思います。

#### (委嘱状交付)

続きまして、山口市長より、ごあいさつを申し上げたいと思います。

#### (市長あいさつ)

ありがとうございました。続きまして、初めての委員会でありますので、それぞれ自己紹介をお願いしたいと思います。

#### (新委員自己紹介)

○事務局

それでは、これから会議に入らせていただきたいと思います。本日はまだ会長、副会長が決まってございません。

行政改革推進委員会設置条例では、委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりましてこれを定めるとしてございます。

互選の方法につきまして、どなたかご発言をいただけないでしょうか。

○委員

はい。執行部の方に、素案がありましたらお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。

ただいま、執行部の素案はという発言がございました。

皆様いかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○事務局

それでは事務局案といたしまして、昨年度に引き続く形となりますが、会長を吉田委員に、副会長を林委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○事務局

ありがとうございます。恐れ入りますが、吉田委員、林委員につきましては、会長副会長の席にお移りいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○事務局

それでは会長就任に当たりまして、吉田会長よりごあいさつをお願いしたいと思います。

(会長あいさつ)

## ○事務局

ここで市長につきましては他の業務がございますので、ここで退席の方をさせていただきたいと思っております。

それでは、委員会設置条例第6条におきまして、会長が会議の議長となるとしてございますので、これ以降の議事進行につきましては、会長の方によりしくお願いしたいと思っております。お願いします。

## ○会長

それでは、早速ですけれども、議事の方に入らせていただきます。

きょうは、次第のとおり、二つ用意させていただいております。

一つ目は、「第二次笠間市行財政改革大綱について」ということでありまして、2点目は昨年にはありませんでしたが、主要な施策ということで、「使用料、手数料の見直し」ということも皆さん方にご審議いただくということになっているようであります。

まず最初に、議題の1番目です。第二次笠間市行財政改革大綱につきまして、事務局からご説明よろしくお願いたします。

## ○事務局

はい、それでは説明をさせていただきます。

資料のナンバー1からナンバー4を使って、順にご説明をさせていただきます。

まず、資料のナンバー1をご覧いただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。行財政改革大綱の説明に入ります前に笠間市行政改革推進委員会の概要について、ご確認の意味で、説明をさせていただきます。

1の趣旨でございます。社会情勢の変化に対応した効率的な市政の実現に向け、委員会は市長の諮問に応じて笠間市の行政改革に関する重要事項を調査審議するというものでございます。

2の構成は、10名でございます。知識経験委員として9名、専門委員が1名ということで、常盤大学との連携協定によりまして、専門委員を置くことになっております。

3の任期につきましては、2年でございます。こちらはちょっとさかのぼりますけれども平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間となります。

4の開催回数でございますが、今年度は4回程度で、1回の会議は約2時間程度を予定しております。

7月に「行財政改革実施計画の平成26年度実績」について、8月以降に「公の施設の使用料及び手数料の見直し」について、ご審議していただく予定となっております。

あと2回はどうかということなのですが、ここは、予定が決まってませんので、審議の進捗の状況によって開催していくというように考えてございます。

5の報酬でございます。出席いただいた方に日額4,500円とさせていただきます。

ります。口座振替となりますので、それぞれお振込をさせていただきたいと思っております。

つづきまして、資料のナンバー2をご覧ください。

こちらはですね、笠間市行政改革推進委員会設置条例でございます。

先ほどの委員会の概要と重複しますので、ご覧いただくことでご説明に代えさせていただきます。

続きまして、資料ナンバーの3をご覧くださいと思います。笠間市の行財政改革の取り組みについてでございます。

初めに、行財政改革の目的でございますが、こちらは笠間市の自主自立の財政基盤を確立するとともに、最小の経費で最大の効果を上げる行政運営の実現のため、現行の行政運営全般にわたって改善していくこととなっております。

次に、第二次行財政改革大綱への移行でございます。

こちらは図になっておりますが、平成18年度から平成22年度までの5年間を期間とした第一次行財政改革大綱を受けまして、現在は、平成23年度から平成28年度の6年間を計画期間とした第二次行財政改革に取り組んでいるところでございます。

行財政改革大綱と実施計画という構成になっておりまして、行財政改革大綱は、今後の市の行財政改革の方向性や考え方を示す指針でございまして、現行の行政運営全般を改善していく根本となるものでございます。

その大綱を受けた実施計画は、行財政改革を推進していくための具体的な計画でございまして、改革のため、より具体的な実施項目を定め、目標や時期などを明確にしたものでございます。後ほど説明をさせていただきます。

一番のこれまでの取り組みでございます。

まず、第一行財政改革の中では、こちらは市の将来像を描く笠間市総合計画、市の最上位計画でございますけれどもこの総合計画の将来像の実現のために、三つの改革の基本方針と七つの改革の柱によりまして、行財政改革に取り組み、成果を上げてきたところでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

上の表がございまして、第1次大綱としましては、改革の基本方針として、次の3点を掲げておりました。

一つ目は、簡素で効率的な行政運営システムの構築、二つ目は、地方分権に対応した財政基盤の確立、三つ目は、市民参画による行政運営の透明化と情報化の推進を掲げております。

これに基づきまして、改革の柱、主要施策として以下の七つに分かれておりまして、一つ目は事務事業の見直し、二つ目は職員の意識改革と資質向上、三つ目は組織機構の合理化、四つ目は定数管理と給与の適正化、五つ目は自主財源の確保、六つ目は財政運営の健全化、そして、七つ目は情報の公開と市民の行政への参画でございます。

そちらを掲げて改革に取り組んでまいりました。

つづきまして、2番目の社会経済環境の変化でございます。

こちらは第一次行財政改革の取り組みを終えまして、その後の行財政改革大綱の策定にあたり、検討した主な要因をあげております。

具体的には、表の1番上になりますけども人口減少・少子高齢社会、景気の低迷、地域主権改革、市民ニーズの多様化、あるいは東日本大震災により、質・量ともに行政サービスは増大して多様化する行政需要となっております。

その一方で、社会保障関係費や公共施設の維持管理費は増大しております。

財政の歳出は増えております。

また、税収の落ち込みがございます。このようなことから、財政危機状態となっております。

このため、一層効率的で効果的な行政経営が求められております。

効果的・効率的な行政運営。つまり、人・もの・時間・情報の有効活用が必要となるということで考えております。

引き続き、改革を推進するため、第二次行財政改革大綱を策定する必要があったということでございます。

つづきまして、3ページをご覧いただきたいと思っております。

3としまして、現在の取り組みでございます。

こちらにつきましては、資料4と重なる部分がありますので、大筋について説明をさせていただきますと思っております。

第二次行財政改革大綱と実施計画、1番上の表になります。

こちらのポイントとしましては、第一次同様に市の将来像を描く笠間市総合計画の実現のため、新たな改革の方針としまして、三つの方針を掲げております。

そして、方針に沿って九つの改革項目によりまして、行財政改革に取り組んでおります。

改革の方針としましては、次の三つでございます。

一つ目は市役所の変革、二つ目は市民協働・公民連携の推進、三つ目は財政基盤の確立、この方針に基づきそれぞれ新たに項目だてをしております。

これが矢印の下の部分になります。

一つ目の市役所の変革として4点ございます。

まず、民間の優れた経営手法の導入、効率的な行政運営、市民ニーズに対応できる人材の育成、組織の活性化。

二つ目の市民協働・公民連携の推進として2点ございます。

市民協働・公民連携の推進、多様化する市民ニーズへの対応。

三つ目の財政基盤の確立としまして、3点掲げております。

財源の確保、歳出の適正化、保有資産の有効活用、このような構成により改革に取り

組んでおります。

なお、この第二次行財政大綱の策定にあたりましては、笠間市行政改革推進委員会により、慎重な審議やパブリックコメント制度による市民の意見を踏まえて策定をしております。

続きまして、資料のナンバー4をご覧くださいと思います。

こちらが、第二次笠間市行財政改革大綱でございます。

委員会名は行政改革推進委員会という名称ですが、こちらの大綱には行財政改革と「財」の字が入っております。

行政改革には、財政もつきものと思いますけれど、あえて財政の「財」の字をつけて行財政改革大綱としております。

平成23年の10月に策定したものでございますが、この内容を説明させていただきます。

右のページの目次をご覧くださいと思います。

こちらは、第1から第3までの三つで構成されております。

第1は現状と必要性、第2は大綱の基本的な考え方、第3は改革の方針という構成になっております。

それでは、1ページをお開き願いたいと思います。

第1 現状と必要性でございます。

1 これまでの本市における行財政改革の成果でございます。

平成18年度から平成22年度までの5年間の成果ということで、①の事務事業の見直しから⑦の情報の公開と市民の行政への参画まで掲げております。

2 ページをご覧くださいと思います。

2 ページの表は、笠間市行財政改革大綱実施計画の平成18年度から22年度までの実績でございます。5年間の実績でございます。

1 ページにある項目ごとの削減効果をまとめたものでございます。

5年間の削減額は、約45億円で、収入につきましては約2億円増となっております。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思います。

二つ目としまして、本市を取り巻く社会経済状況の変化として、(1)人口減少、少子高齢社会の一層の進行から4ページの(5)東日本大震災の影響まで5つの項目を掲げてご説明をしたものでございます。こちらは、後ほどご覧をいただきたいと思います。

なお、4ページの歳入合計と市税の推移につきましては、平成22年度までしかございませんでしたので、直近の数字を別添でご用意させていただきましたので、こちらは後ほどご覧いただきたいと思います。

5ページをお開き願いたいと思います。

3番の現状を踏まえた課題といたしまして、社会経済環境の変化に対応しながら限られた行財政資源を有効に活用しなければならない。そのためには、今までの行政の取り

組みだけでは限界があることから、行政運営の手法を転換する必要があるとしております。

4番はまとめでございますが、新たな行財政改革大綱策定の必要性が書かれております。総合計画における笠間市の目指す将来像の実現のため、市民生活に必要不可欠な基礎的な行政サービスや市の事業として直接提供することが望ましいと判断される行政サービスを提供し、行政としての役割を果たしていかなければなりません。

そのためには、社会経済環境の変化を踏まえた今後のまちづくりにあっては、民間の優れた視点や発想を取り入れ、民間活力を活かしながら限られた財源をより有効に活用する行政経営への転換を進めて、一層の簡素化・効率化を図りながら質の高い行政サービスを持続的に提供するとともに、市民と行政が市政のビジョンや情報を共有し、課題の解決に向けて知恵を出し合い、ともに行財政改革を進めていかなければならない。としております。

6ページをご覧くださいと思います。

1番の位置づけでございますが、大綱は今後の笠間市の行財政改革の方向性や考え方を示す指針としております。

2番の改革の方向性としましては、(1)民間の優れた視点や発想を取り入れた効率的・効果的な行政運営として、①市民満足度、これは市民満足度を重視した行政経営の必要性が求められているとしております。②は費用対効果、これは費用と便益とを比較する費用対効果の考え方を引き続き実施する。としております。③はスクラップ・アンド・ビルドです。これは、今実施している事務事業の廃止や縮減等の見直しを行いながら、一方で、新たな業務事業の積極的な取り組みを図る必要がある。としております。④は選択と集中、こちらは事業を絞り込むとともに予算を重点的に配分し、事業を集中的に実施する必要があるとしております。⑤は事業の必要性、優先度の判定(判断)ですが、これは事業の必要性について優先度の判定や判断を行って順位付けを行う必要がある。ということでございます。⑥はスピード感、こちらは行政サービスを迅速に提供できる体制づくりを進める必要がある。としております。

つづきまして、7ページをご覧くださいと思います。

(2)行政と市民の意識改革でございます。ここでは、自助、括弧の中ですけども自分自身が行うということ。共助、周囲や地域が協力して行うこと。公助、個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについては、公共が行うという変革が求められており、行政と市民の意識改革を進める必要がある。としております。

(3)は財政基盤の確立でございます。こちらは、収入の確保に努めるとともにコストの削減、人件費総額の抑制を図り、効率的・効果的な資源の配分に努める必要がある。としております。

3の策定期間は、繰り返しになりますが、笠間市総合計画の計画期間にあわせまして、6年間の計画期間としております。

4の推進方法でございますが、この行財政改革大綱に基づきまして、具体的な目標設定した実施計画を策定し、進行管理を行うこと。としております。

5の推進体制でございます。17ページをお開き願いたいと思います。

推進体制図を載せてございます。上段に行財政改革大綱の策定・実施・進行管理とございまして、中ほどに笠間市行政改革推進本部、本部長が市長となっており、行政の部長級以上で構成されております。

この下に議案の調製、案件の処理として、笠間市行財政改革推進本部幹事会がございまして。この幹事会は、行政の課長級で構成しているものです。その下に事務局の行政経営課となっております。

市長を本部長とする笠間市行政改革推進本部を中心として、全庁的に行財政改革に取り組むこととしております。また、毎年度の進捗状況については、右上にあります本日の笠間市行政改革推進委員会に報告しまして、意見や提言をいただきながら進行管理を行うとともに、議会や市の広報、ホームページ等により市民に公表をしております。資料の8ページにお戻りいただきたいと思っております。

第3の改革の方針でございます。

改革の方向性のもと三つの方針をたてて、改革項目を整理したのとなっております。こちらについても要点のみの説明をさせていただきます。

まずは改革の方針でございます。四角の中でございます。一つ目は市役所の改革、二つ目は市民協働・公民連携の推進、三つ目は財政基盤の確立となっております。

1の市役所変革の方針では、民間の優れた視点や発想を積極的に取り入れながら、効率的な行政経営を展開します。とあり、(1)民間の優れた経営手法の導入として、①の市民満足度は、市民満足度を調査する手法を導入します。としております。

二つ目は、業務プロセス見直しは事務事業のプロセスに創意工夫を加えて業務の簡素化や効率化に努めます。としております。

③の事業目標の数値化でございますが、こちらは可能な限り事業目標を数値化し、その数値については、広報紙などで公表します。としております。

④は、アウトソーシング(外部委託)でございます。

民間に委ねたほうがより有効な事務事業につきましては、外部委託を推進します。としております。

続きまして、9ページをお開きいただきたいと思っております。

(2)の効率的な行政運営でございます。具体的な内容としまして、①の行政評価の実施でございます。

こちらは行政が実施している事務事業について、必要性、有効性、効率性を点検・評価し、その結果を次の企画立案に生かすため行政評価を実施し、その結果に基づき、事務事業の方向性を決定してきます。としております。

②の必要な施策・事業の選択でございます。こちらは社会経済情勢や市の財政状況を

的確に判断しまして、必要な事務事業を選択するとしてございます。

③の委託事務の見直しでございます。業務委託について、委託内容、契約方法等再点検を行い、より効率的な業務委託に努めます。としております。

(3)の市民ニーズに対応できる人材育成の具体的な取り組みとしまして①の費用対効果・コスト意識でございます。職員一人ひとりが、費用対効果やコスト意識を徹底し、経営感覚を持って事務事業を実施します。としております。

②は、職員の能力向上でございます。職員の研修機会を拡充しまして、職員一人ひとりの能力開発に努め、市民ニーズに的確に対応できる人材の育成を図ってまいります。としております。③は職員の業務成果の評価でございます。こちらは公平で公正な人事評価を実施していく。としてございます。④は、職員の意識（モチベーション）の向上でございます。これは職員一人ひとりが士気を高め、意欲を出すことで市民サービスの向上につながるよう制度の構築に努めます。となつてございます。

続きまして、10ページをご覧になってください。

(4)組織の活性化でございます。具体的な取り組みとしまして、①効率的な行政運営のための組織の見直しでございます。こちらは、効率的で効果的な組織の見直しを継続的に行います。としてございます。②多様な人材の活用でございます。こちらは、民間の人材活用など専門的な行政ニーズの効率的かつ効果的に対応するために必要に応じた人材の活用に努めてまいります。としております。③は、高度な専門的知識を有する人材の任用でございます。こちらは高度な専門的知識や技術の求める分野において、高度な専門性や多様な知識経験を有する人材の任用等に努めます。としてございます。④職員の自主性、意欲を高める仕組みづくりでございます。ここでは、職員の適材適所の配置と事務の改善に向けた職員一人ひとりのアイデアを積極的に取り入れて事業の見直しや検討につなげていきます。としております。

続きまして、11ページをお開きいただきたいと思います。

2つ目の市民協働・公民連携の推進の内容でございます。

こちらの改革項目では、(1)市民協働・公民連携の推進としまして、①自主的な住民主体のまちづくりでございます。こちらは、住民自らが自主性・主体性をもって地域の課題を地域自ら解決していくことのできる環境づくりに努めます。としております。②の市民の視点からの課題の解決では、市民と行政が協働で取り組み、地域の課題解決や市民サービスの向上を図る環境づくりに努めます。としております。③の市民に対する情報の公開と共有でございます。こちらは、市民と行政が情報を共有し、相互理解を図りながら市民協働・公民連携のまちづくりに努めます。としてございます。④の市民と行政の役割と責任（対等なパートナーシップ）でございます。こちらでは、市民と行政が、互いに対等なパートナーして課題解決のために、共に考え、共に行動する市民参画・協働のまちづくりに努めます。としております。

続きまして、12ページをご覧いただきたいと思います。

(2) 多様化する市民ニーズへの対応の具体的な取り組みとしまして、①市民の視点に立った市民サービスの向上でございます。こちらは、窓口相談機能の充実など、利便性の向上に努めます。としております。②は、市民ニーズの的確な把握でございます。こちらは、様々な市民ニーズを的確に把握し、市民の意見や要望を市政に反映するよう努めます。としております。③は、情報通信網等を利用した質の高い行政サービスの提供でございます。ここでは、情報通信網などを利用して、市民に身近で質の高い行政サービスの提供に努めます。としてございます。④は、民間活力を活用する手法の検討でございます。ここでは、民間の知識や技術を活用することにより、コストを削減しながら、サービスの維持・向上を図ることに努めます。としてございます。

続きまして、13ページをお開きいただきたいと思います。

3つ目の方針の財政基盤の確立の項目でございます。改革項目の(1)財源確保としまして①新たな財源の確保及び新たな収入を確保でございます。こちらは、企業誘致による雇用の場の確保や定住化の促進により、税収の確保を図ること。また企業広告など新たな収入の確保に努めます。としております。②は、課税客体の的確な把握でございます。ここでは課税客体の的確な把握に努め、公平かつ適正な課税に努めます。としてございます。この課税客体といえますのは、課税の対象となります土地、家屋の固定資産や個人の所得などで課税の対象となるものを客体という使い方をさせていただいております。③は、徴収体制の強化でございます。こちらは市税や使用料など徴収率の向上対策の強化に取り組みまして、不公平や不均衡が生じないように務めます。としております。④は受益者負担の適正化でございます。こちらは、施設使用料や手数料につきまして、受益者負担の原則に基づいて適正な負担となるように定期的な見直しを行い、適正化を保つ。としております。⑤は、未利用地の有効活用(売却、貸付)でございます。公共の利益を優先しながらも、未利用地については、売却や貸付等の有効活用に努めてまいります。としております。

(2)の歳出の適正化の具体的な取り組みとしましては、①事務事業の見直し(経費の削減)でございます。こちらは必要な施策、事務事業を選択するとともに、より効率的で効果的な手法を検討しまして、経費の削減に努めてまいります。②は企業会計、特別会計の収支改善でございます。企業会計は、事務事業の見直しや、建設コスト等の削減に取り組みまして経営基盤の強化に努めてまいります。また、特別会計は、一般会計から繰出金を拠出してございまして、この繰出金の適正化に努めてまいります。

続いて、14ページをご覧くださいと思います。

③の補助金・負担金等の適正な交付でございます。各種団体等に交付している補助金や交付金等につきましては、定期的に見直しを行いまして、適正な交付に努めてまいります。としております。

(3)保有資産の有効活用の具体的な取り組みといたしましては、①施設の有効活用でございます。こちらは市の保有する施設全体を見直しまして、施設の貸付等、空きス

ペースの有効活用に努めます。としております。②アセットマネジメントです。公共施設の維持管理でございます。これは、施設の更新時期の長期化を図るとともに、維持管理経費の削減に努めてまいります。③のライフサイクルコスト（施設のあり方、整備手法）でございます。こちらは、現状の施設保有量で今後生じる費用を把握し、資産の観点から施設の評価を行うことにより、総量の縮小、優良資産への集中投資、不要施設の破棄等を進めていく必要があります、ライフサイクルコストに基づく施設のあり方や整備手法の適正化に努めてまいります。

以上が、笠間市行財政改革大綱についての説明でございます。

本日は初めての委員会ということで、第二次笠間市行財政改革大綱の内容とこの行政改革推進委員会の位置づけについて、説明をさせていただきました。

また、資料のナンバー4-1を机の上に置かせていただいております。こちらが改革大綱の中に出ております実施計画でございます。

この計画は平成24年3月に策定をしまして、毎年度その実績について進行管理を行っております。本日の資料は、25年度の実績についてこの委員会に報告をしましてご承認をいただいたもので、平成26年10月に改定したものでございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

実際の実施項目でございますが、1番の市役所の変革という先ほどの大綱の中の方針の中で（1）民間のすぐれた経営手法の導入、具体的に何をやるのかということと市民満足度の具体的な取り組みでは、表の1番上の市民実感度調査調査の実施というものになってございます。

この内容に取り組んでおります。総合計画の中に49の施策がございまして、それらについて市民に対して毎年度1回、実感度調査を実施しているということでございます。

このように、改革の三つの方針に従いまして75の事業がございまして、実施計画を立てて、進行管理をしております。

本日はこの詳細のご説明は割愛をさせていただきますけれども、次回の委員会ではこの実施計画の26年度の実績について、改めましてご報告させていただくというように考えてございます。

次回は、この実施計画に基づいた26年度の実績について、意見をいただくという予定でございます。以上、大綱についての内容の説明でございます。

以上でございます。

## ○会長

ありがとうございました。

今、資料4の主に行財政改革大綱についてご説明いただきまして、具体的に実施計画で毎年度、その評価を掲載しているということで、26年10月改定という意味は、25年の実績を載せたということですか。

○事務局

はい。そのとおりでございます。

25年度実績について、この委員会でご意見をいただきまして、議会にも説明をして、市民にホームページで公表しているところでございます。

○吉田会長

ただいままでの内容でご質問、ご意見等がありましたら、よろしく申し上げます。

○委員

資料の4-1の6ページのところですが、ふるさと納税の外部委託という項目で、この上から3段目に目標というところの現状と目標というところで、件数と金額が書いてあります。現状は、24年で17件で400万円、目標は1,500件で1,500万円というところですが、これはふるさと納税額が17件、400万だったということよろしいでしょうか。

○事務局

そうです。平成24年度実績では、こういう実績だったということでございます。

ふるさと納税につきましては、目標が平成27年度の目標のところでは1,500件、1,500万円でございますけれども、外部に業務を一括代行しておりまして、もう少しこの目標は伸びるかなと考えてございます

○委員

これも改革の方針のアウトソーシング、外部委託の一つだと思うんですが、そのほかにどういったことを外部委託でされているのでしょうか。あるいはされるのでしょうか。

○事務局

お答えさせていただきます。

この後、説明の中でも使う資料ですけれども例えば、資料のナンバー6を見ていただきたいんですが、こちら公の施設で笠間市が持っている施設でございます。

これは89の施設がございますけど、この中に外部委託という考え方で指定管理者制度によりまして、25の施設については外部委託をしてございます。

今後は、窓口業務ですとか、外部に委託できるものはないかということで検討しているところでございます。以上でございます。

## ○会長

よろしいでしょうか。そのほか、何かご質問ありますか。

## ○委員

今の説明の中で質問させていただきます。

第二次行革大綱の説明がありました。そのうち14ページの保有資産の有効活用について、保有資産に関しましては、全国津々浦々の自治体で、ある程度、施設が余ってきていて、合併をしたり、それから子供たちが少なくなって学校などの空きスペースが出てきて、これをどう活用するかで議論が一つあるのと、そういうのをどうやって維持管理してこれからも使っていくのかという長寿命化の話と処分の話。

いくつか思ったりする学校があるんですけど、例えば総合的な計画をつくるべきだと思っんですけどもこういったことについて、ここではスケジュール的なものはないのですが、もし何かありましたら教えてください。

## ○事務局

長寿命化計画については、現在、資産経営課というところがございまして、計画を立てているところです。

これは単年度ではできない計画でありまして、2年もしくは3年で計画を立て、建物、すべての公共施設、それについてどのように長寿命化させた方が良いのか、それとも、新たに建てたほうが良いのか、そういう計画を立てる予定になっております。

それから、公有地についても処分計画に土地を処分するものなのかどうかということ決めて、民間に委託するものは民間に委託して処分するとか、今、土地利用委員会の中でいろいろ検討しているところでございます。

また、現在、統合された学校がございまして。学校についても、今後、土地利用委員会の中で方向性を決めていきたいと考えております。

以上です。

## ○委員

はい、ありがとうございました。

実は私も県で公共施設の管理方法について、有識者会議の委員をやっていたものですから、やはり、人口が減ってくるとどうしてもそういう議論になってきますので、古い施設でも高齢社会に対応するような改良をして、そして寿命を延ばしていくのと、交付税で除却の費用の補助といいますか、交付税措置されるとかそういった話もありますので、ここはうまく整理をして、当然、地元の意見を十分聞きながら、早めに方向性を出した方が良く思っています。

## ○会長

そのほか、何かありますか。よろしいですかね。

ちょっと基本的なことですけども、これ実施計画が25年までしか入ってなくて、今年、26年がまた入るということですが、見直しというのは、本数が増えたり、内容の目標が変わったり、目標年次でも表の数値が変わったりということはありませんか。

## ○事務局

はい。この内容は毎年度変更を加えて、新しく加わった項目もございますし、人件費部分など数字を新しく加えて、表現させてもらった部分とか、この内容については少しずつ変わるということもあります。

## ○会長

ありがとうございます。それは、次回にお見せいただけるということですね。

はい、わかりました。ほかのご質問はありますか。よろしいでしょうか。

それでは、第二次行財政改革大綱については、よろしいでしょうか。

それでは2番目の議題の使用料・手数料の見直しについて、ご説明の方よろしく願いいたします。

## ○事務局

引き続き、説明をさせていただきます。それでは、資料のナンバー5からです。ナンバー6、7のご説明になります。

資料のナンバー7が、平成26年12月に市の内部で定めた使用料及び手数料の見直しに関する基本方針でございます。

概要版としてまとめたものが、資料のナンバー5でございます。本日は、こちらの資料でご説明をさせていただきたいと思っております。

一つ目の項目としまして、今回の基本方針策定の背景といたしまして、現状からご説明をいたします。

使用料、手数料につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、条例でその額を定め、利用者と未利用者との間に不均衡が生じることのないよう、サービスの対価として利用者から料金を徴収しております。

しかし、現在の料金体系につきましては、ほとんどのものが、10年前の合併時に旧3市町の料金を引き継いだまま、現在まで見直しが行われていないのが現状でございます。

また、そもそもの旧市町村の料金設定も近隣の自治体等を参考にするなど料金設定の根拠があいまいなものが多いのが現状となっております。

このため、利用者と未利用者等の負担の公平性や市と利用者の負担の割合などの料金

設定の基本的な考え方を整理しまして、積算根拠などについて明確に説明のできる料金体系とする必要がございます。

(2) ですが、基本方針策定の目的になります。適正な料金設定のためには、統一した基準のもと、全庁的に見直しをかける必要があるため、今回、使用料及び手数料の見直しに関する基本方針を策定することとしております。

大きな2番の項目でございます。基本的な考え方になります。

この方針の基本的な考え方といたしまして、使用料や手数料を徴収して提供する市の行政サービスにつきまして、そのサービスに要する経費を的確に把握するとともに、受益者負担の原則に基づき算定し、定期的な見直しを行うことにより、常に市民の理解が得られる適正な料金設定とすることとさせていただきます。

この中で最も重要な考え方が(1)の受益者負担の原則となります。

使用料や手数料は、行政サービスの利用者と未利用者等の負担を公平に扱う観点から徴収されるものであるため、利用者であれば一定の料金を負担していただくという考え方になります。

この一定の料金につきましては、受益の範囲内で利用者が受けた行政サービスに要する経費を基本とした料金設定とする①です。負担の公平の考え方と公共性の程度に基づいて利用者がどこまで負担すべきか、市がどこまで補うべきかを考慮する負担の均衡、②です。負担の均衡を考慮して設定していく必要がございます。

この受益者負担の原則を考慮しない場合、どのような問題があるかということになりますが、資料の中ほどの図の左側にあるように、行政サービスに必要な経費を市が税金によってすべて負担すると表面的には、市民サービスが充実しているように見えますが、しかし、その税金には利用者だけでなく、多くの未利用者の税金が含まれていることから利用者は市民全体の負担により特別な利益を得るのに対しまして、未利用者は負担をするのみで、利益を得ることがなく、不公平な状態になってしまう。ということとさせていただきます。

そこで、この不公平な状態を解消するためには、その右側にありますように特定のサービスを受ける利用者に適正な負担をしてもらうことにより、利用者と未利用者間の公平性が図られるということになります。2の基本的な考え方の二つ目の算定方法の明確化になりますが、利用者に受益者負担を求めるには、なぜこれだけの負担が必要なのか、利用者や市民にわかりやすく説明する必要がございます。

料金設定の積算根拠を明確にした算定方法を定めまして、透明性を確保すること。とさせていただきます。

(3) 定期的な見直しの実施についてでございます。使用料や手数料につきましては、市民ニーズや行政サービス内容、公の施設のあり方等を勘案しながら、定期的な見直しを実施すること。としております。

その時期につきましては、利用者の混乱や事務事業の増加を避けるために原則として

5年ごとに実施してまいります。

また、料金の算定は、その事務事業処理に要した人件費や物件費などの経費である原価を基本としたものでありますので、当然のことではありますけれども、効率的な施設の管理運営や事務の効率化等、継続的な経費削減に努めながら、料金設定の適正化を図ってまいります。

資料を返していただきまして、2ページでございます。

(4)の方針の基本的な考え方の対象外とする使用料及び手数料は、①から④までとなつてございます。

次に3料金の算定の考え方になりますけれども基本的にその事務処理に要した人件費と光熱水費ですとか電算システムにかかる経費などの物件費、それらを原価としまして、その原価に行政サービスの必要性や公共性に基づいて、明確にした市が負担する部分と利用者が負担する部分の割合、負担の均衡を考慮して、個別に設定した性質別負担割合をかけて算定することといたします。

こちらを計算式で表したものが4番目の項目の算定方法でございます。

(1)使用料につきましては、先ほどご説明しましたとおり、施設の管理運営に係る原価に性質別負担割合をかけて算定いたします。

こちらの性質別負担割合についてでございますけれども、市の施設には、道路のように市民の生活において、必要不可欠であり、民間により提供がなじまない施設から、温浴施設とかプールなどのように個人によって必要性も異なりますし、また、民間による提供がございまして、行政と民間が競合する施設がございます。

そのために、施設の設置目的ですとか、サービス内容から施設の性質別に分類しまして、その分類ごとに性質別に負担割合を設定してございます。

この分類は、市民の生活上、ほとんどの人が必要とするサービスかどうかで区分する必要があります。必需性による分類、表の横方向の分類。民間では提供がなく、行政が中心となって提供するサービスか、民間でも提供されて行政と民間が競合するサービスで区分する市場性による分類、表の縦方向の分類でございます。この二つの視点から分類しております。

その結果、受益者負担割合を100%、それから50パーセント、0パーセントの3種類に設定しております。

たとえば、道路などは必需性が高く市場性は低いため、右上のローマ数字のIの区分で、公費負担が100%、これから受益者負担割合が0%となります。

ご存じかどうか、あつご天狗の森スカイロッジですが、宿泊施設があるんですけども個人毎に必要性が異なりまして、民間でも提供されるような施設につきましては、必需性が低く、市場性が高いと区分できるため、左下のIV番目の区分、公費負担が0%で、受益者負担が100%というように利用してございます。

(2)の手数料につきましては、特定の個人のために発生する事務でございますので、

受益者負担割合は、一律100%ということにしております。料金については、事務に要した経費であり、原価を基本として算定をしております。

5番目の今後のスケジュール（案）といたしましては、今回お示ししました基本方針の考え方にに基づきまして、これから行政の内部で料金の見直し作業を進めてまいります。

8月には、この行政改革推進委員会でご審議をいただきたいと考えております。

1回では終わらないと思いますので、2回目、3回目の委員会開催をお願いするということを考えております。

先ほどスケジュールの中でご説明した3回目、4回目が抜けているのは、ここでございまして、なかなか1回目の審議では難しいかなということで、私ども考えてございまして、2回目、3回目の委員会も開かせていただきたいというふうに考えております。

最終的な調整後に12月の第4回定例会で、条例改正について、上程をさせていただいて議決をいただきましたら、市民への周知期間を経て、平成28年4月から料金の改定を実施したいという考え方でございます。

参考としまして、先ほど使用料及び手数料の主なものを下の方に記載をさせていただいております。

資料のナンバー6は、先ほどご説明いたしましたけれども市役所本庁や支所を除きまして89の施設を持ってございます。

このうち25施設については、行財政改革大綱によりまして、指定管理制度を導入しております。

これらのご覧いただいている施設の使用料について、見直しを進めてまいります。

本日は、行財政改革大綱と同様に使用料及び手数料の見直しについて、その概要についてご説明をさせていただきました。

使用料及び手数料の見直しについては、8月頃にご審議いただきたいと考えてございます。事務局からの説明は以上でございます。

## ○会長

はい。ありがとうございました。

使用料、手数料の見直しに関する基本方針、その説明と今後のスケジュールなどにつきまして、ご説明いただきましたが、何か質問、確認したいことがありますでしょうか。

## ○委員

すいません。一つはこの使用料、手数料のときに検討対象とする中に上下水道料のようなものは考えておりますか。

## ○事務局

資料の2ページのところですが、1番上のところに（4）方針の基本的な考え方の対

象外とする使用料及び手数料ということで示してございます。

先ほど、この説明をとばしてしまっただけですけども、法令等により金額または算定方法が定められているもの、国や県の基準、水道料などはここに当たるところなんですけども、これをもとに定めているもの、また、政策的判断によりまして、料金を定めているもの、これは、デマンド交通なんかはそうですけども、今、福祉の観点で使用料等を定めておりますので、政策的判断によりまして、見直しを行わないものでございます。

その他に施設または、サービスの性質上そぐわないものは、今回の見直しの対象としないような考えでございます。

#### ○委員

わかりました。

行革的に言うと、例えば同じグラウンドを100人が使うのとほとんど利用がないのでは、コストが違ってきますよね。

本来の目的に沿ってうまく使われているかどうかも必要ではないか。

料金についてできるだけわかりやすく伝えるには表にするなど見易いように工夫されるといいんじゃないかと思います。以上です。

#### ○会長

ありがとうございます。他にありますか。

#### ○委員

資料ナンバー6の方の2ページに文教施設のところで公民館とか図書館がずらっと並んでいるんですが、これらは市立公民館とかは別として、地区の公民館で、このほとんどは旧笠間のばかりですよ。旧友部や旧岩間の地区公民館がないのはなぜか。

#### ○事務局

旧笠間の公民館施設として設置をしてございましたので、その維持管理は、市が行っております。

#### ○委員

各地区が管理するわけではなくて、全部、市が管理するということになっているのか。

#### ○事務局

そうです。市の方で管理をしております。

#### ○会長

よろしいですか。このほか、質問ありますか。

**○委員**

公の施設の89のうち有料の施設はいくつありますか。

**○事務局**

次回、お示しさせていただきます。

基本的にこれらの施設については、制度上は料金を取るようになっています。

市民が、サークル活動で使用のときには免除の規定がございまして、全部免除になっている場合もあります。

**○委員**

この前利用したときは、免除してもらった。そういうことね。

**○会長**

何かほかに質問ありますか。確認なんですけれども行革大綱において、この見直しはどのような位置づけになっていますか。

実施計画の中で、26ページの受益者負担の適正化に1、2とあって、国民健康保険税の見直しと公共施設使用料の設定基準の策定及び実施とありまして、この2は公共施設使用料の設定基準の策定を実施という部分は、今回、取り組まれている中に入るわけですか。

**○事務局**

行程表では、使用料の見直しを25年度に実施となっておりますが、現在、遅れている状況となっております。

**○会長**

今回、27年度に進めるということになるのですか。

**○事務局**

そうです。

**○会長**

はい。ありがとうございました。

その他、なにかご質問ありますか。せっかくですので、ご質問等、ご意見でも結構ですので、よろしく願いいたします。

## ○委員

料金設定と減免の考え方の整理と両方やらないと困りますよね。

もう一つは、もっと大きく考えなきゃいけないのは、人口減少社会という中で、公共施設をどういう風に利用するかという面も含めて考えないといけないと思います。

## ○会長

他になにかありますか。まだ時間があるようですので、いかがですか。みなさん考えているようなので、私のほうから、算定方法のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳとブロックになったものがありますが、100%、50%、0%となっていますけど、この数字を掛け算でかけるんですか。それとも、50と100の間にも70とか60とかっていう場合もあるんですか。

## ○事務局

ないです。50か100か、もしくは掛けないか。

## ○会長

イエスカノーで大丈夫ですかね。切ってしまうんですね。100とか0って。

## ○事務局

3方式で算定をしております。出た額については、先ほどの基本方針の9ページのところをご覧くださいと思います。

8番のところの使用料及び手数料算定の考慮すべき事項ということで、(1)激変緩和措置ということで、使用料及び手数料改定にあたり大幅な見直しとなった場合には、激変緩和措置を講じることで、現行料金の1.5倍を超えない額で、経費の見直し時期にあわせて段階的に改定するとしております。

1.5倍でも高いというようなものも出てくると思います。

それは1.2にするのか、1.3にするかというのは、今後出てきた中で判断をしていきたいと考えており、また、この委員会でご意見を頂戴してまいりたいというふうに考えてございます。

## ○会長

他に質問ありましたらお願いします。

今回は、何項目ぐらい出てきて、国の基準で見直しませんとか、膨大な項目が出てくる感じですか。見直さない対象外であれば対象外の理由か何か書いて外すみたいな表になっているんですか。それとも、最初から対象のものだけをピックアップして検討する

感じですか。

**○事務局**

最初から対象のものだけを出して、そちらについてご意見をいただきたいと思います。

**○会長**

対象外が、これで良いのかどうかということは、判断しないということですか。

**○事務局**

対象外にしたものは、法律等で決まっているもの。

参考までにこういうものをはずしたということは、お知らせしたいと思います。

**○会長**

それをいただくとわかりやすいですね。こんなのを外しましたっていう説明をいただくとわかりやすいです。

この他、なにかありますか？

**○委員**

3年に一度見直していくとか、そういう考え方はあるんですか。

**○事務局**

5年に一度、見直ししていきたいと思います。

事務局からいうのはおかしいのですが、今までにこういう見直しをしないでできてしまったんで、今度はそこが今回決定するのに大事なことになるのかと思っています。5年に一度、見直しをするということが決定すれば、必ずやらなきゃいけないので、それだけでも前進することになると思っています。

**○委員**

10年間一度も見直ししていないということですよ。

**○事務局**

全くやってないということではないんですが、ものによっては見直しをしているものもあります。公民館の使用料などは、3地区でバラバラだった料金設定を統一したりということはやってきております。

## ○委員

たぶん、議会なんかで質問あるかもしれないんで、消費税の影響の反映をどうするんだという、特に10%上がるというところも含めて時期的に今でいいのかという話しが出る可能性もあるかなと思います。

## ○事務局

29年の4月から2%消費税が上がるということがございますので、今回、料金改定にあたっては、見直しをした料金が出た段階で、その部分も考慮していくというように考えてございます。国の通達では見直しに必ず消費税を転嫁しなさいというふうに出ると思いますので、考慮した形で考えていきたいというふうに考えています。

## ○会長

今見直しの作業中ですよ。

皆さん、見直し作業において、こんな考え方を取り入れたらとか、そういったこともありましたら、せっかくの場ですので、ご意見等ありましたら、反映できない部分もあるでしょうけど、できる部分もあるかもしれませんので、そういったご意見などありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

## ○委員

一般市民が使うというのは、スポーツ関係でグラウンドとか、それから公民館だろうと思うんですけど、ほとんど免除なんですか。お金を取ってやっているのが多いんですか。どのくらいの割合ですか。多分、公民館などはほとんど免除しちゃってるんじゃないかなと思うんですけども、グラウンドとか、その辺が、今度の議事資料で出てくれば、判断したいと思います。

## ○事務局

教育施設ですとか、同じスポーツ施設でも体育館は料金を取ってないんですね。グラウンドのテニスですとか野球とかそういうものは、料金を取っています。

市民からご意見をいただいたことなんですけれど、グラウンドでは、お金を取っている。公民館では取っていないんだけど、私たちは、会議をやれば電気を使ったりするんだから、夏はクーラーかけるだろうし、そういう部分では、若干は負担した方が、逆に気持ちがいいなというお話も出ているんで、免除っていうことも今まで免除だったからではなく、今回検討したいというふうに考えてございます。

## ○会長

何かほかに質問ありますか。

次回以降の審議ですが、料金見直しの案が出てきますよね。この減免基準も審議の対象になるわけですか。資料7の9ページ10ページにそのあたりにも書いてあるんですが。

○事務局

判断基準についてもご意見をいただきたいと思っております。

○会長

減免基準を見直しとなると基本的に条例上の減免規定の見直しにもつながってくる可能性もありますが、そのあたりいかがですか。

○事務局

はい、当然、料金もそうなんですけども条例でございますので、両方とも改正と決まれば改正をしていくことになります。

○会長

であれば、減免件数とか減免額がどうなっているというデータは、施設ごとに出るんでしょうか。もし、出れば参考までに見せていただきたいなと思います。

作業をやっている最中でしょうけど。そのほか何か、作業にあたってでも結構ですし、見直しの考え方でも結構ですが、よろしいですか。

○委員

手数料、使用料の見直しということですが、行政改革の中で遊休資産の処分ということもあったかと思うんですが、この施設に関しては、そういう枠組みってというのは使用、あるいは利用状況などを踏まえて、テーブルに乗るなんていうことはありうるんでしょうか。料金の見直しがありきなんじゃないでしょうか。唐突ですいません。

○事務局

当然、施設によっては、施設自体の見直しも考えていくということもあります。

別のテーブルですけども、使用料の見直しは全部の施設を対象としていきます。

先ほど説明がございましたけども、その保有施設の見直しのために昨年度の組織改革の中で、資産経営課を設置しましたので、その中で、庁舎、公共施設全体につきまして、長期的な計画を立てていくことになってございます。

○委員

もう一点、クライנגルテンと工芸の丘って指定管理者がいるようですが、指定管理

者と料金設定というのは、どんな兼ね合いになるのでしょうか。

#### ○事務局

使用料の上限は条例で決まっております。その範囲の中で、独自に指定管理者が料金を設定することができます。

「はなさか」はそういうふうになっていると思います。条例の料金ではなくて、自分のところで設定した金額を今徴収している。

#### ○会長

そうすると見直しは、上限額を見直しするということですか。

#### ○事務局

今回はその指定管理の施設であっても、料金の設定は見直しをします。

#### ○会長

よろしいですか。何かありましたらお願いします。

#### ○委員

皆さんの意見を聞かせていただいて、結構、料金を取っていたんだなっていうところもありますし、私たちも以前に笠間公民館の調理室を借りたときにも料金が発生した時と発生しないときがあったので、これは、子供会の子供たちで使ったときは発生しなかったんですけども、大人だけで使ったときは発生したことがありましたので、そういう内容なのかなというように自分で考えてしまったんですけども、今回そういうこともいろいろ考えながら、料金を設定していかなくてはいけないとなりますと私たちも、ちゃんと考えないといけないと思いました。

今まで簡単に考えて使っていた場所も、いろいろこれからは電気代とかもかかっているといますし、そういうことも考えないといけないのかなと改めて思いました。

#### ○会長

ありがとうございます。何か、よろしいですか。

#### ○事務局

私のほうからお聞きしてはおかしいかも知れませんが、家庭を守る中で、今回、ごみの料金をちょっと検討しているんですが、例えば、今のごみ袋が、1.5倍に上がった場合、これもごみの処理量を考えると膨大ですから、上げざるを得ないような状況になるんですけども、多くの市民に影響が出ますので、ご意見をいただけたら、ありがたい

などと思います。

#### ○委員

はい。

今のままの金額で袋の枚数を変えるとか、そんなに大きく金額が高くなっていくっていうのは、パンと同じで、分量が減ったのと同じで、そういう考え方で行くと主婦はそれほど大きく感じないのかなって思っています。

細かく計算していらっしゃる方たちはちがうと思うんですけども、私的には、ごみはやっぱり出させていたでいるというイメージへ最近、変わってきています。

少しずつ皆さんにご協力いただくような考え方でいけばいいんじゃないかなと思います。

#### ○会長

ありがとうございます。非常に市民感覚の意見で。

確認しておきたいんですが、市民に直接金額をこうだつて聞いたり、パブリックコメントみたいなものは、予定されているんですか。

#### ○事務局

予定はしておりません。

#### ○会長

この委員会が、重要になってきますよね。

#### ○委員

公民館や体育館とか、公表できる数字もありますよね。

金額が決まった後になるんですか。

#### ○事務局

見直し作業の計算式をご説明させていただきましたけども、すべて、こういう理由でこういう料金設定をしましたというものをすべて出させていただきます。

条例改正ございますので、予定としては12月議会で、もし判断いただけたらば、1月から3月にかけて、市民にお知らせしながら改定していきたいと考えております。

#### ○会長

その他、質問、ご意見ありますか。

7月に議会全員協議会で中間報告ということですが、これはこういった今日レベルの

ものですか。何かもう少し出るような感じになるんですか。

#### ○事務局

見直した数字を説明してきたいと考えてございます。

議会の方には、この基本方針については、説明をしてございますので、料金の見直しをした結果を中間報告という形で、報告させていただきたいと考えてございます。

#### ○会長

わかりました。

あと何か、時間も迫ってきましたが、ご意見ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

多岐にわたったご質問、ご意見がありましたので、有意義な意見交換できたかと思いますが、特になければ、今の二つについては、このような状況ですが、事務局で何かありますでしょうか。

#### ○事務局

先ほどから出ておりますけれども次回のスケジュールについて、7月以降の開催を予定してございます。

日程調整をさせていただきながら、後日、皆様にご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、ご対応のほど、よろしく願いいたします。以上でございます。

#### ○会長

はい、ありがとうございます。

#### ○委員

最後をお願いします。

歳入合計と市税の推移について、せっかく出していただいたので、説明してくれるといいかなと思います。

#### ○事務局

はい。表の中には、平成22年度までしかなかったもので、その先の23年度から25年度までの実績を追加させていきました。

折れ線グラフの方が、歳入合計の決算額になります。

平成25年度の決算額だと、297億3,600万円ほどが、歳入の合計になります。

28年度以降は、交付税の額は下がっていく予定でございます。

それと市税の方が、下の黒い感じの部分でございます。

平成25年度ですと90億4,600万円という金額でございます。

毎年、ちょっと24年度が下がった部分がありますけども、おおむね90億ベースで進んでございます。震災の関係でちょっと見直しをした部分がございますので、その影響で下がっているのかと思います。

#### ○委員

数字を見ると、平成20年度の95億が最大で、それが90億まで下がってきていて、笠間、友部いろいろあるんだけど、友部だけ見ていると、人は入ってきてはいるんだけど、落ちてきてるね。

#### ○事務局

ここには入っていませんが、使用料、手数料の決算がどのぐらい笠間市であるのかというと、2億7,400万円ほど使用料、手数料でございます。

使用料が1億3,400万円。手数料が1億3,900万円です。

手数料で1億3,000円もあるのかということなんですが、先ほどちょっと出ましたが、ごみの袋、塵芥処理手数料が8,700万円ほどございます。

それと、使用料の1億3,400万円。そんなに多い額なのかということになりますが、これは料金の見直しをしないものの中になります。市営住宅の使用料が6,500万円ほど入ってございます。

#### ○会長

それでは、その他全体のことも含めて、ご質問ご意見がありましたらお願いします。

それでは、なければ今年度の第1回の委員会を閉じさせていただきます。

皆さま、どうもお疲れさまでした。